

## 静岡県剣道連盟における個人情報保護に関する方針

静岡県剣道連盟(以下「連盟」という)は、個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法、及び全日本剣道連盟・個人情報保護方針に基づき、個人情報保護に関する方針を定め、これを遵守します。

### 1 個人情報の定義

個人情報とは、個人を特定するための、若しくは個人が特定できる情報、及びその付加情報とします。

(各団体で登録された会員情報や各種大会・審査会等への申込み情報で、連盟事務局に届けられた情報、及びその付加情報)

### 2 個人情報の取得

個人情報の取得は、利用目的を明らかにして適正・公正な方法で行います。

### 3 個人情報の利用

個人情報の利用は、利用目的の範囲内で適正に行います。

利用目的の範囲を超えて利用する場合は、事前に本人の同意を得ることとします。

個人情報を必要の都度目的に合わせて公表する場合があります。

(審査合格者や試合入賞者の表彰等で剣連HPへ掲載する場合は、所属団体名、氏名、写真等を合わせて公開する場合があります。)

但し、公開に同意されない場合は、年度毎にその旨を申請して頂きます。

個人情報の公開に同意されない場合は、HPへの掲載は割愛するか若しくは所属団体名及び姓のみ掲載とします。

### 4 個人情報の第三者提供

法令ならびに取扱いの委託の場合を除き、原則として個人情報の第三者への提供をしません。

### 5 個人情報の管理

個人情報は利用目的の達成に必要な範囲内で、正確・最新の状態で安全に管理します。

個人情報の不正なアクセス、漏洩、盗み見、改ざん、破壊、紛失等を防ぐため、必要かつ適切な安全管理対策を講じます。

個人情報を委託する場合は個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督します。

### 6 個人情報の開示、修正

個人情報によって識別される特定の個人(以下、本人という)から、本人の個人情報について開示、修正等を求められた場合は、

連盟が管理する個人情報を調査して内容を確認し、その求めが妥当であると判断した場合には、速やかに対応します。

7 連盟の体制

連盟は、個人情報の保護に関する安全管理体制を構築し、連盟組織の役員、管理者、会員や保護者、委託先など周知徹底します。また、これらにより個人情報の保護を実践します。

8 保有個人情報の問合せについて

連盟は、個人情報に関する問合せの窓口を事務局とし、問合せがあった場合には誠実に対応し、必要な措置を講じます。

9 方針各条項の運用について

方針各条項の運用については、別途細則を定めて運用します。

平成24年 3月11日 静岡市剣道連盟理事会承認